

青森県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(平成十九年三月二十八日青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十二号)

改正 平成二六年一月二二日条例第五号

平成二八年 二月一九日条例第四号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第五十八条の二の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第二条 任命権者は、毎年八月末までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- 一 職員の任免及び職員数に関する状況
- 二 職員の人事評価の状況
- 三 職員の給与の状況
- 四 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 五 職員の休業の状況
- 六 職員の分限及び懲戒処分の状況

七 職員の服務の状況

八 職員の退職管理の状況

九 職員の研修の状況

十 職員の福祉及び利益の保護の状況

十一 その他広域連合長が必要と認める事項

(委託事務の状況の確認)

第四条 広域連合長は、毎年八月末までに、法第七条第四項の規定に基づき公平委員会の事務を委託している青森県人事委員会の前年度における委託事務の状況を確認しなければならない。

(委託事務の状況の確認事項)

第五条 前条の規定により広域連合長が確認しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 勤務条件に関する措置の要求の状況

二 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第六条 広域連合長は、第二条の規定による報告を受けたとき及び第四条の規定による確認をしたときは、毎年十月末までに、第二条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第四条の規定による確認内容を公表しなければならない。

(公表の方法)

第七条 前条の規定による公表は、青森県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二号）第二条第二項に規定する掲示場に掲示して行う。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年条例第五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年条例第四号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。